

平成 31 年 4 月 1 日

大阪市立大学特定認定再生医療等委員会規程別表（第 1 1 条第 2 項関係）にかかる積算基準

【審査料の積算】

- (1) 「新規申請に係る審査」及び「平成 31 年 4 月 1 日以前から行われている再生医療提供計画についての改正後の省令に適合させるための変更に係る審査（2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日）」

審査料 320,000 円

(内訳)

委員謝金 16,500 円×12 名分（外部委員）=198,000 円

交通費 12 名分=82,000 円（30,000 円×2 名、10,000 円×1 名、2,000 円×3 名、
1,000 円×6 名）

資料作成・郵送費等 40,000 円

- (2) 「変更申請に係る審査」、「定期報告に係る審査」、「疾病報告に係る審査」、「終了届、中止届、総括報告書、重大な不適合報告に係る審査」

審査料 280,000 円

(内訳)

委員謝金 16,500 円×12 名（外部委員）=198,000 円

交通費 1,000 円×6 名、2,000 円×3 名、10,000 円×1 名、30,000 円×2 名